

定

款

設 立	昭和52年10月 1日 昭和52年11月24日	決議 認可
一部改正	昭和59年 5月 2日 昭和59年 7月23日	決議 認可
一部改正	平成 9年 2月20日 平成 9年 4月 2日	決議 認可
一部改正	平成16年 5月21日 平成16年10月12日	決議 認可
一部改正	平成18年 5月26日	決議
一部改正	平成19年 5月25日 平成19年11月29日	決議 認可
一部改正	平成20年 5月22日 平成21年 6月 2日	決議 認可
一部改正	平成21年 5月21日 平成21年11月12日	決議 認可
一部改正	平成25年 5月23日 平成25年 6月25日	決議 認可
一部改正	平成26年 5月20日 平成26年 7月 7日	決議 認可

日 本 合 板 商 業 組 合

日本合板商業組合定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、合板卸売業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、これらの者の経営の安定及び合理化を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、日本合板商業組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、全国の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、日本経済新聞に掲載する。

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総代会の議決を経なければならない。

3 前項の規程にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理及び変更については、総代会の議決を要しないものとする。この場合、総代会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 合板の卸売業に関する指導及び教育
- (2) 合板の卸売業に関する情報又は資料の収集及び提供
- (3) 合板の卸売業に関する調査研究
- (4) 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行う事業者の認定

2 本組合は、その事業に関し、組合員のためにする組合協約を締結することができる。

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の一に掲げる事業者とする。

- (1) 地区内において、合板の卸売業を営む者
- (2) 地区内において、合板の卸売業を行う事業協同組合又は企業組合

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(自由脱退)

第10条 組合員は、90日前までに書面により予告して脱退することができる。

(除 名)

第11条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総代会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員

に対し、その旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をした組合員
- (3) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(届出)

第12条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。ただし、第3号及び第4号については資格事業を営む者に限る。

- (1) 氏名及び名称（法人たる組合員にあつては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 資本の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき
- (4) 資本の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数が前号に該当する者が、その資本の額若しくは出資の総額が1億円以下、又は常時使用する従業員の数が100人以下になったとき。

(使用料又は手数料)

第13条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第14条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他経費の賦課について必要な事項は、総代会において定める。

(組合員名簿の作成、備置及び閲覧等)

第15条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所
- (2) 加入の年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

(過怠金)

第16条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総代会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第11条第1号又は第2号に掲げる行為のあった組合員
- (2) 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(延滞金)

第17条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年率14%の割合で延滞金を徴収することができる。

(会計帳簿等の閲覧)

第18条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務

取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

（不服の申立）

第19条 第16条に規定する過怠金の賦課に対して不服のある者は、賦課の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面をもって、本組合に不服の申立てをすることができる。

2 前項の不服の申立てがあった場合においても、過怠金の徴収は停止しない。

（不服審査委員会）

第20条 前条の不服の申立てを審査するため、本組合に不服審査委員会を置く。

2 不服審査委員会は、総代会において選挙された委員7人で組織する。

3 不服審査委員会は、前条の不服の申立てがあったときは、事案を審査決定し、その決定を理事会に報告しなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、不服審査委員会に関し、必要な事項は、規約で定める。

第4章 役員、顧問、相談役及び職員

（役員の数）

第21条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 44人以上50人以内

(2) 監事 4人以上6人以内

（役員の任期）

第22条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

(2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くことになった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

（員外役員）

第23条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については3人、監事については1人をこえることができない。

（理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選出）

第24条 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とし、理事会において選出する。

（代表理事の職務等）

第25条 理事長を代表理事とする。

2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本

組合を代表し、本組合の業務を執行する。

- 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選出された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。
- 6 理事長は、総代会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第26条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実務)

第27条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会及び総代会の議決を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の実務)

第28条 役員は、総代会において選挙する。

- 2 役員の実務は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員の実務は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員の実務を行う場合における被指名人の選定は、その総代会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総代会に諮り、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員の実務)

第29条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総代会において定める。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第30条 本組合は、員外理事及び員外監事と中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「法」という。）第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第38条の2第9項において準用する会社法（平成17年法律第86号）第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

- 2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は5百万円以内とする。

(顧問及び相談役)

第31条 本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は本組合に功労のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第32条 本組合に参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職員)

第33条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第5章 総会、総代会、理事会、委員会及び支部

(総代会)

第34条 本組合に、総代会を置く。

(総代の定数)

第35条 総代の定数は、100人とする。

(総代の任期)

第36条 総代の任期は、2年とする。

2 第22条第2項の規定は、総代の任期に準用する。

(総代の選挙)

第37条 総代は、別表に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に属する組合員のうちから選挙する。

2 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

(総代会の招集)

第38条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

2 通常総代会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総代会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会招集の手続)

第39条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本組合は、希望する総代に対しては、第1項の規定による総代会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「書面をもってする総代会招集通知の発出は」とあるのは、「総代会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と、第3項中「書面をもってする」とあるのは「電子メールによる」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下第40条、第41条、第48条及び第49条において同じ)。

7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく総代会を開催することができる。

(臨時総代会の招集請求)

第40条 総総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2 総代は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出すること

ができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第41条 総代は、第39条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる総代の数は、1人とする。

3 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総代会の議事)

第42条 総代会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総代会の議長)

第43条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代のうちから選任する。

(緊急議案)

第44条 総代会においては、出席した総代(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第39条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総代会の議決事項)

第45条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 借入金残高の最高限度

(2) その他理事会において必要と認める事項

(総代会の議事録)

第46条 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4) 総代数及び出席者数並びにその出席方法

(5) 出席理事・監事の氏名

(6) 議長の氏名

(7) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(8) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)

(9) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総代会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(10) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(理事会の招集権者)

第47条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第48条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の決議)

第49条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

第50条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総代会又は総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第51条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

(4) 出席理事・監事の氏名

(5) 出席組合員の氏名

(6) 議長の氏名

(7) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

(8) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

(9) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要

(10) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要

(11) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)

① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集されたものである場合

③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合

④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項を提案した理事の氏名

③ 理事会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

② 理事会への報告を要しないものとされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（総会の議決事項）

第52条 総会は、次の事項に限り議決することができる。

(1) 解散又は合併

(2) 出資組合への移行

（総会の招集）

第53条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

（総代会の規定の準用）

第54条 総会については、第39条（総代会招集の手続）、第41条（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）、第43条（総代会の議長）、第44条（緊急議案）及び第46条（総代会の議事録）の規定を準用する。この場合において、第41条第2項中「1人」とあるのは「4人まで」と読み替えるものとする。

（委員会）

第55条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

（支部）

第56条 本組合は、地域ごとの組合員をもって構成する支部を置く。

2 支部について必要な事項は、規約で定める。

第6章 賛助会員

（賛助会員）

第57条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第7章 会計

(事業年度)

第58条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(職員退職給与引当)

第59条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規定に基づき退職給与引当金を引き当てるものとする。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成26年7月7日）から施行する。

【別 表】

地 域	定 数	
北海道地区	北海道一円	5
東北地区	青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島	11
北関東地区	栃木、群馬、埼玉	6
東関東地区	千葉、茨城	5
東京地区	東京、静岡、長野、新潟、山梨	21
神奈川地区	神奈川	7
中部日本地区	愛知、三重、岐阜	6
北陸地区	富山、石川、福井	2
関西地区	大阪、京都、兵庫、和歌山、滋賀、奈良	10
中国地区	岡山、広島、山口、鳥取、島根	10
四国地区	香川、徳島、高知、愛媛	4
九州地区	福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、 宮崎、鹿児島	12
沖縄地区	沖縄	1
計		100